

社会福祉法人熊石敬愛会役員報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 熊石敬愛会役員の報酬及び費用弁償支給方法については、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、監事会、役員会、評議員会、評議員選任・解任委員会、その他必要と認められる行事等に出席したときは、日当として次のとおり費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

理事長	6,000円
理事・監事・評議員・外部委員	5,000円

2. 役員が職務のため、町外に旅行したときは、住宅地から用務地までの順路により、別表第2の旅費を支給する。

別表第2

(単位：円)

車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)		宿 泊 (1夜につき)		
	道 内	道 外	町 内	道 内	道 外
30	3,000	3,000	6,000	13,300	14,800

(準用規程)

第4条 この規程に定めるものを除くほか、くまいし荘職員旅費規程の例による。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日改正。平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月23日改正。平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月19日改正。平成29年1月19日より施行する。